

# 広島市立安佐市民病院 売店・職員食堂 運営事業者公募型プロポーザル説明書

## 1 目的

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立安佐市民病院（以下「安佐市民病院」という。）では、患者、職員その他来院者等（以下「患者等」という。）の利便性の向上を図るため、売店及び職員食堂（以下「売店等」という。）を設置している。

この売店等については、安佐市民病院の患者等へのサービスの向上と経営改善に資するため、民間事業者による運営を行うことにし、運営事業者を公平かつ公正に選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名

広島市立安佐市民病院売店・職員食堂運営事業

### (2) 事業内容

安佐市民病院内における売店等の運営

### (3) 協定期間

協定を締結した日から令和3年8月31日までとする。

ただし、広島市立安佐市民病院は、現在、新築建替工事等が進行中であり、現病院での運営期間が確定していないため、本業務の履行期間は、短縮または、延長する可能性がある。その場合、本プロポーザルの結果、契約の相手方となった者と当院との間で履行期間等を変更する変更契約を締結することとする。

### (4) 営業開始日

#### ア 売店

運営事業者が提案したレイアウト変更等を行うための改装工事等が可能となった日から30日後までの日とする。

なお、運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業開始が困難であると本機構が認めた場合は、本機構が別に定める日とする。

#### イ 職員食堂

運営事業者が提案したレイアウト変更等を行うための改装工事等が可能となった日から30日後までの日とする。

なお、運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業開始が困難であると本機構が認めた場合は、本機構が別に定める日とする。

### (5) 事業担当課

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院 事務室総務課総務係

電話 082-815-5211（代表）

### 3 参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第2条に該当しない者であること。
- (2) 公示日から運営事業者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
- (4) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。

ア 広島市立安佐市民病院利便施設等運營業務公募型プロポーザル方式選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(※) 複数の事業者の連合体で申請する場合は、代表事業者を定めること。連合体の構成者は、本事業に申請する他の連合体の構成員となり、又は単独でこの募集に申請することはできない。

### 4 参加申込受付

- (1) 申込期間

公示日から令和2年1月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

- (2) 提出場所

総務課総務係（前記2(5)に同じ。）

- (3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により、参加表明書（様式1-1）等を前記2(5)へ提出すること。なお、共同企業体による参加の場合は、共同企業体登録申請書等もあわせて提出すること。

### 5 現地見学会の開催

以下の手続きにより参加申込書を提出した事業者を対象に現地見学会を開催する。

- (1) 提出期限

令和元年12月27日（金）午後5時15分まで

- (2) 提出場所

前記2(5)に同じ。

- (3) 提出方法

参加申込書（様式4）を作成し、持参（閉院日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵

便に限る。提出期限までに必着のこと。) で提出すること。

(4) 実施内容

現行の施設見学を行う。なお、質問がある場合は後記6のとおり行うこと。

(5) 実施日時・場所

参加申込書の提出を確認した事業者に別途連絡する。

## 6 質問の提出及び回答

(1) 提出期限

令和2年1月10日(金)午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記2(5)に同じ。

(3) 提出方法

質問書(様式5)を作成し、持参(閉院日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ。))を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。)又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、前記2(5)において、令和2年1月24日(金)までの閉院日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで、閲覧に供する。

## 7 提案申込書及び提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案申込書(様式1-2) 1部

イ 提案書(様式2) 6部

ウ 添付書類 各1部(ただし、複数の事業者の連合体で申請する場合は事業者ごとに(ア)から(カ)が必要となり、申請代表者は(キ)が必要となる。)

(ア) 定款

(イ) 登記事項証明書または登記簿謄本

(ウ) 過去3か年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に関する資料)

(エ) 事業概要(設立趣旨、事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など事業の概要がわかるもの)

(オ) 宣誓書(様式3)

(カ) 広島市税、消費税及び地方消費税の納税証明書(3か月以内に発行されたもの)

(キ) 共同事業者の業務及び責任分担を示す書面(任意様式)

(2) 提出期限

令和2年1月24日(金)午後5時15分まで

(3) 提出場所

前記2(5)に同じ。

(4) 提出方法

持参（閉院日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

## 8 病院の概要

(1) 名称及び所在地

地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院  
広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

(2) 患者数（平成30年度実績）

ア 入院患者数：延べ169,152人（1日平均463.4人）

イ 外来患者数：延べ193,273人（1日平均795.4人）

(3) 職員数（平成31年4月1日現在）

1,225人（非常勤職員及び臨時職員を含む。）

(4) 診療日時

ア 診療日

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで（以下、「休診日」という。）を除く毎日

イ 診療時間

午前8時30分から午後5時まで

## 9 売店等の施設概要等

(1) 売店

ア 場所

南館1階（別図1（配置図・求積図）参照）

イ 延床面積

153.41㎡（※概算値であり、提案等により変更する場合がある。）

ウ 構造

鉄骨鉄筋コンクリート造

(2) 職員食堂施設

ア 場所

エネルギー棟2階（別図2（配置図・求積図）参照）

イ 延床面積

372.21㎡（※概算値であり、提案等により変更する場合がある。）

ウ 構造

鉄骨鉄筋コンクリート造

エ その他

現行の職員食堂の取扱メニューは別表1のとおり

## 10 運営の条件

### (1) 営業

ア 営業開始日については、前記2(4)に同じ。

イ 営業日は、売店については年中無休とし、その他は提案による。

なお、営業日の現況は別紙1のとおりである。

ウ 営業時間は、提案による

なお、営業時間の現況は別紙1のとおりである。

### (2) その他

ア 毎年度、売店施設、職員食堂施設及び自動販売機の設置場所（以下「売店施設等」という。）の使用にあたっては、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領の規定に基づく固定資産の貸付許可を受けること。また、本機構が定める固定資産貸付料（平成30年度の額は、月額約13万9千円（職員食堂施設の貸付料は免除する。）であるが、提案による貸付許可の面積等により金額が増減する場合がある。売店施設等は令和2年4月1日から使用することとして、固定資産貸付料を積算する。）を遅滞なく納付すること。

イ 貸付許可物件を第三者に転貸しないこと。ただし、提案書においてフランチャイズ制等を提案し、かつ導入にあたって、事前に本機構の承認を受けたときは、この限りでない。

ウ 現行施設の機能（売店、職員食堂）を維持すること。ただし、提案書において売店施設内にイーフトインスペースを設置する等の外来食堂機能を維持すること。

エ 営業に必要な各種法令に基づく許認可については、運営事業者が取得すること。

オ 酒類及びタバコ並びに青少年に有害な雑誌、書籍及びビデオ類等は、販売しないこと。

カ 本機構が指定する場所にマスクの自動販売機4台を設置すること。

キ 本機構が指定する医療用品及び衛生用品等を販売すること。

ク 安佐市民病院における人間ドックの受診者への食事の提供サービスについて、本機構と協議のうえ実施すること。

ケ 令和2年4月1日から(1)アに規定する営業開始日の前日までの間は、本機構が指定する場所に仮設売店施設を設置し、本機構と協議して定めた商品及び附帯サービスを提供すること。

コ 看板等の色彩、寸法及び数量については、病院施設との一体性の確保に留意することとし、事前に本機構の承認を受けること。

サ 物品等の搬入・搬出時間及び経路については、安佐市民病院職員の指示に従うこと。

シ 売店等に係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。

ス 従業員の接遇研修を定期的を実施するとともに、安佐市民病院で行われる院内研修に参加し、常に良好なサービスの提供に努めること。

セ 提案書に記載した「その他の提案」は、本機構の承認又は許可を得て実施すること。

ソ 本機構の行う売店等の利用者の満足度調査に協力すること。

タ 患者サービスの向上と職員の福利厚生に資するため、事業の内容及び収支状況並びに満足度調

査の結果について、本機構と定期的に協議すること。

### 1 1 施設設備の整備区分等

#### (1) 施設設備の整備区分

施設設備に係る本機構と運営事業者の整備区分は、別紙2のとおりである。

#### (2) 費用の負担区分

次に掲げる費用については、運営事業者の負担とする。

- ア 施設設備の維持管理(グリーストラップ等の清掃(売店))、修繕、交換(蛍光灯の交換等)等
- イ 店舗内の清掃(空調機エアフィルターの清掃を含む。)、廃棄物の処理及び害虫駆除等
- ウ 電話の回線使用料及び通話料
- エ 光熱水費

### 1 2 審査方法

#### (1) 提案書の審査は、選考委員会が行う。

#### (2) 選考委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

- ア 委員長 安佐市民病院病院長
- イ 委員 病院長が指名する安佐市民病院副院長
- ウ 委員 安佐市民病院副院長(事)看護部長
- エ 委員 安佐市民病院事務長
- オ 委員 本部事務局経営管理課長

#### (3) 評価基準

提案書評価票(別紙3)のとおり

#### (4) 運営事業者の特定

ア 選考委員会において、提案内容の面接審査を行う。

ただし、応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、面接審査の対象から除外する。

イ 提案書及び面接審査に基づいた審査の結果、得点の総計が最も高い提案申込者を運営事業者として特定する。

ウ 得点の総計が最も高い提案申込者が2人以上いる場合には、選考委員会で協議のうえ、運営事業者を特定する。

### 1 3 審査結果

#### (1) 審査の結果は、全ての提案申込者に書面により通知する。

#### (2) 審査結果に係る照会及び異議申立等は、受理しない。

### 1 4 運営事業者との協定締結

#### (1) 運営事業者として選考委員会が特定した者と優先的に協定を締結する。

#### (2) 運営事業者が正当な理由なくして協定を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順

位の者を運営事業者として特定し、協定を締結する。

(3) 協定書(案)

別紙4のとおり

## 15 全体スケジュール

令和元年12月20日(金)	提案申込書及び提案書等の受付開始
令和元年12月27日(金)	見学会希望書提出締め切り
令和2年1月10日(金)	参加申込書提出締め切り
令和2年1月10日(金)	質問書提出締め切り
(本機構が別に定める日)	現地見学会
令和2年1月24日(金)	提案申込書及び提案書等の提出締め切り
令和2年2月7日(金)(予定)	選考委員会(提案内容の面接審査)
(本機構が別に定める日)	運営事業者の決定・通知

## 16 その他

(1) 提出書類の提出後においては、本機構が依頼した場合を除き、提出書類の追加、差替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類の作成、その他この公募型プロポーザルの参加に要する費用は、提案申込者の負担とする。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 次の要件に該当した場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ この公募型プロポーザル説明書に違反し、または著しく逸脱した場合(運営の条件を満たさない提案書又は指定様式とは異なる様式により提案書を提出した場合など)

ウ この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、選考委員会の委員の選任後から本協定案件の運営事業者決定までの間において、本協定案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合

エ その他不正行為があった場合